

長崎市耐震改修促進計画

平成20年（2008年）3月	策定
平成24年（2012年）3月	更新
平成27年（2015年）6月	更新
令和2年（2020年）3月	更新
令和8年（2026年）3月	更新

長 崎 市

更新の内容

長崎市では、平成20年3月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づく「長崎市耐震改修促進計画」を策定し、平成31年1月に改正された耐震改修促進法を踏まえ、令和2年3月に更新を行い建築物の耐震化を促進してきました。

今回、耐震化率の検証や、令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が改正されたこと等を踏まえ、主に以下の点を更新しました。

主な改訂の概要

1. 計画の期間を令和12年度までに延長しました。
2. 住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率について、令和7年度時点の耐震化率の検証を行い、令和12年度までに、耐震化が概ね解消することを確認しました。
3. 防災の視点による建築物の耐震化優先順位を考慮し、耐震化の現状と今後の状況を踏まえ、耐震改修促進のために啓発・普及、指導・助言、補助等の施策の効果的なあり方を整理しました。
4. その他、想定される地震規模の更新、2000年基準以前の木造住宅耐震化施策への対応、長崎市独自の緊急輸送道路が指定の追記の他、所要の整備を行いました。

目 次

第1章 耐震改修促進計画の目的

1	計画の必要性	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の目的	3
4	市民の役割	3
5	市の役割	3
6	計画の期間	3

第2章 耐震改修の現状と目標

1	想定される地震の規模と被害予測	4
	(1) 想定される地震の規模	
	(2) 想定される被害の状況	
2	耐震化の現状について	5
3	耐震化にかかる近年の動向	6
4	次期計画における更新の考え方	7
	(1) 計画見直しの考え方	
	(2) 見直しの視点の整理	
5	次期計画における耐震化率の想定	8
	(1) 住宅の耐震化率について	
	(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化率について	
	(3) 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率について	
	(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について	
6	防災面における建築物の耐震化について	12

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

1	民間建築物の耐震化を促進するための支援	13
	(1) 住宅の耐震化に関する支援	
	(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援	
	(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援	
2	耐震改修を促進するための環境整備	13
	(1) 専門技術者の養成	
	(2) 耐震診断及び耐震改修の技術の普及	
3	地震時の総合的な安全対策	13
	(1) ブロック塀等の安全対策	
	(2) 落下に対する安全対策	
	(3) エレベーターの閉じ込め防止対策	
	(4) エスカレーターの脱落防止対策	
	(5) 給湯設備の転倒防止対策	
	(6) 地震発生後の対応	

(7) 地震によるがけ崩れ等による安全対策	
4 地震発生時に通行を確保するため	
沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定	15
5 地震防災マップの公表	15

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備	16
2 情報の提供	16
3 耐震化に関する啓発	16
(1) 市民への啓発	
(2) 建築関係事業者への啓発	
4 自主的な地震対策の推進	16

第5章 耐震改修促進法等による指導等

1 各対象建築物への今後の対応	17
(1) 要緊急安全確認大規模建築物への対応	
(2) 緊急輸送道路沿道建築物への対応	
(3) 多数の者が利用する建築物への対応	
(4) 既存耐震不適格建築物（一般住宅）への対応	
2 指導等の概念について	17
(1) 耐震改修に関する指導・助言	
(2) 耐震改修に関する指示	
(3) 耐震改修に関する公表・勧告・命令	

第6章 建築物の防災に関する連携

第7章 耐震改修促進計画の今後の見直し

(参考資料)

1 特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物、 要安全確認計画記載建築物の要件	19
2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件	20
3 避難路沿道建築物の高さ要件	21
4 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（県指定緊急輸送道路等）	22
5 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（市指定緊急輸送道路等）	23

第1章 耐震改修促進計画の目的

1 計画の必要性

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,434人の尊い命が犠牲となり、約26万棟の家屋が全壊・半壊しました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この震災では、昭和56年5月以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の建築物に被害が多かったことが調査の結果報告されています。

この甚大な災害を受け、既存建築物の耐震化を促進するため、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

また、平成18年1月における「耐震改修促進法」の改正では、都道府県において「耐震改修促進計画」を策定し、具体的な目標のもと計画的な耐震化を行うことが求められ、平成19年8月に「長崎県耐震改修促進計画」が策定されています。また、市町村においては区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものと位置付けられ、平成20年3月に「長崎市耐震改修促進計画」を策定しました。

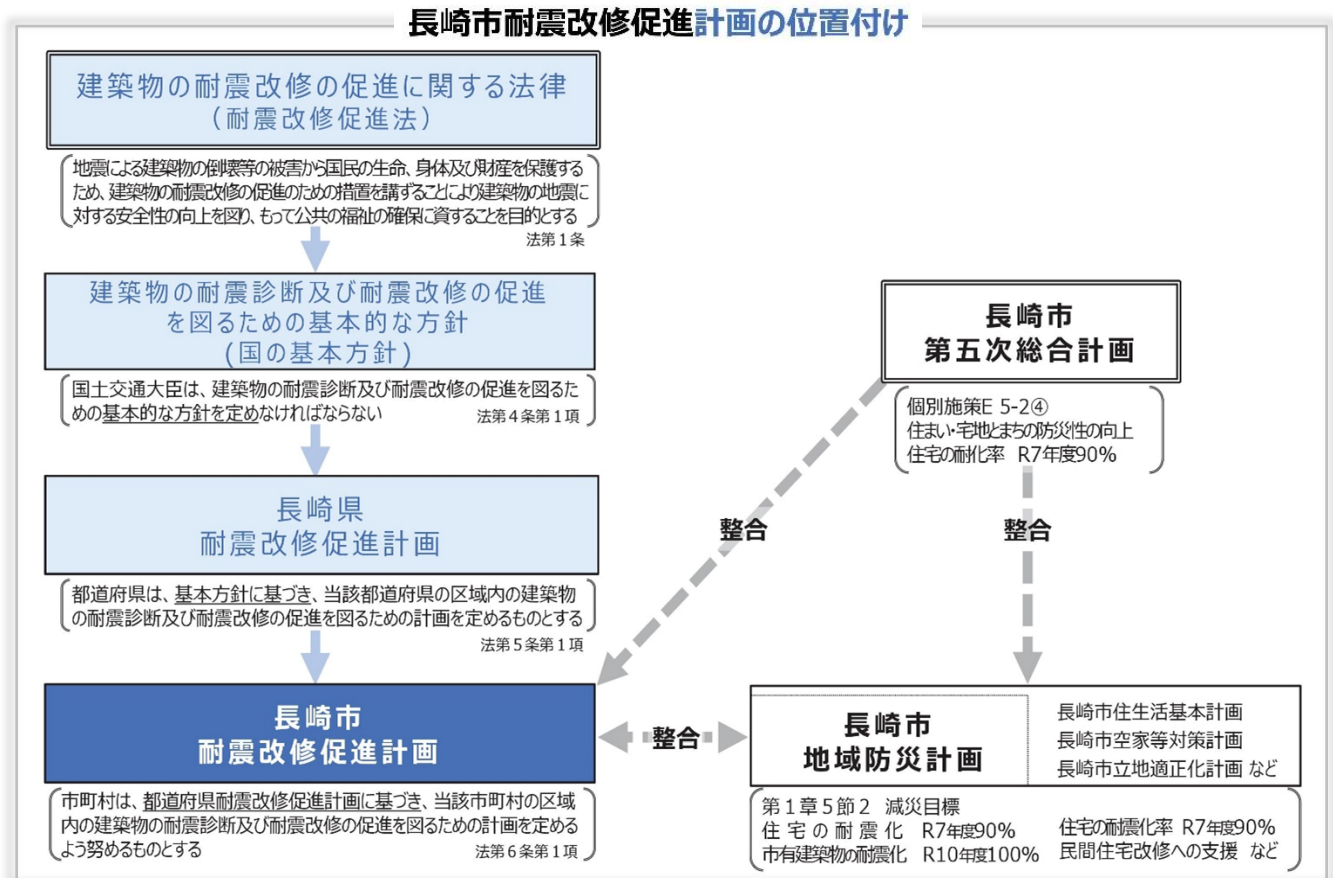
このように計画的な耐震化を促進しているなか、平成23年3月に東日本大震災が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことなどを背景として、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正施行され、耐震診断の義務付け及び結果の公表、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象建築物の範囲の拡大、耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例、耐震性に係る表示制度の創設、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための措置が規定されました。

近年では、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震などに見られるように予想し得ない地域で大地震が発生し、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘されており、ひとたび地震が発生すると被害が甚大なものになると想定されています。

特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、第1次国土強靱化実施中期計画の策定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画の見直しに向けた検討が行われております。こうした防災対策の進捗状況や新たな防災対策の検討内容を踏まえ、令和7年7月に改正施行された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」に基づき、新たな耐震化率の目標設定を行っております。また、近年の大地震による被災状況により得られた知見や、令和7年7月に長崎県が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたことに伴い南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあります。さらに、令和7年3月の「長崎市地域防災計画」改定により市独自の緊急輸送道路が指定されたことに伴う沿道建築物の把握と耐震化促進の必要性等があり、本市においても「長崎市耐震改修促進計画」に、これらの法改正等の趣旨を反映させ、これまで以上に、効果的かつ効率的に耐震化を推進していく必要があります。

2 計画の位置づけ

「長崎市耐震促進計画」は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、「国の基本方針」及び「長崎県耐震改修促進計画」に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画と位置づけています。



3 計画の目的

耐震改修促進法に示される「国の基本方針」及び「長崎県耐震改修促進計画」を踏まえ、長崎市第五次総合計画等と整合する観点から、建築物の被害及び市民の人命や財産の損失を未然に防止することで、市民が安全で安心して住み続けられるまちづくりを行うことを目的とします。

4 市民の役割

市民は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性の確保や地域における防災対策として、自らの問題のみならず、地域の問題として意識し、建築物の安全性を向上させるよう努めることが重要です。

そのためには、以下の4つを柱とした防災対策に取り組むことが必要となります。

- (1) 建築物の耐震性能の向上 (耐震診断・耐震改修)
- (2) 建築物の防災性能の向上 (外壁・天井・窓ガラスの落下対策)
- (3) 建築物の敷地の安全性向上 (ブロック塀・擁壁の安全管理)
- (4) 地域における建築物の安全性や防災性の向上 (地域防災)

5 市の役割

市は、公共施設の耐震化を促進するとともに、地域防災計画や耐震改修促進法の適正な運用を図り、必要な情報・知識の普及啓発を行うとともに、耐震化に取り組みやすい環境の整備に努めます。

- (1) 住宅・建築物の耐震化の促進
- (2) 市が所有する建築物の耐震化
- (3) 民間建築物の耐震化を促進するための支援
- (4) 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に対し必要な指導・助言
- (5) 地震・防災に関する普及啓発及び地域の地震に係る情報発信
- (6) 相談窓口の設置

6 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月から令和13年3月までとします。



2章 耐震改修の現状と目標

1 想定される地震の規模と被害予測

(1) 想定される地震の規模

平成18年3月の「長崎県地震等防災アセスメント報告書」によると、活断層による地震規模は、本市においては東長崎地区で震度6強（一部地域では震度7）、中心部においても震度5強以上の発生が想定されています。また、福岡県西方沖地震のように、想定されていない活断層での地震については、M6.9規模の地震が直下で発生した場合の震度予測として、各地で震度6弱、河川の河口に近い地盤の軟弱な地域で震度6強となる想定がなされています。

参考（雲仙地溝南縁東部断層と西部断層連動による震度予測）

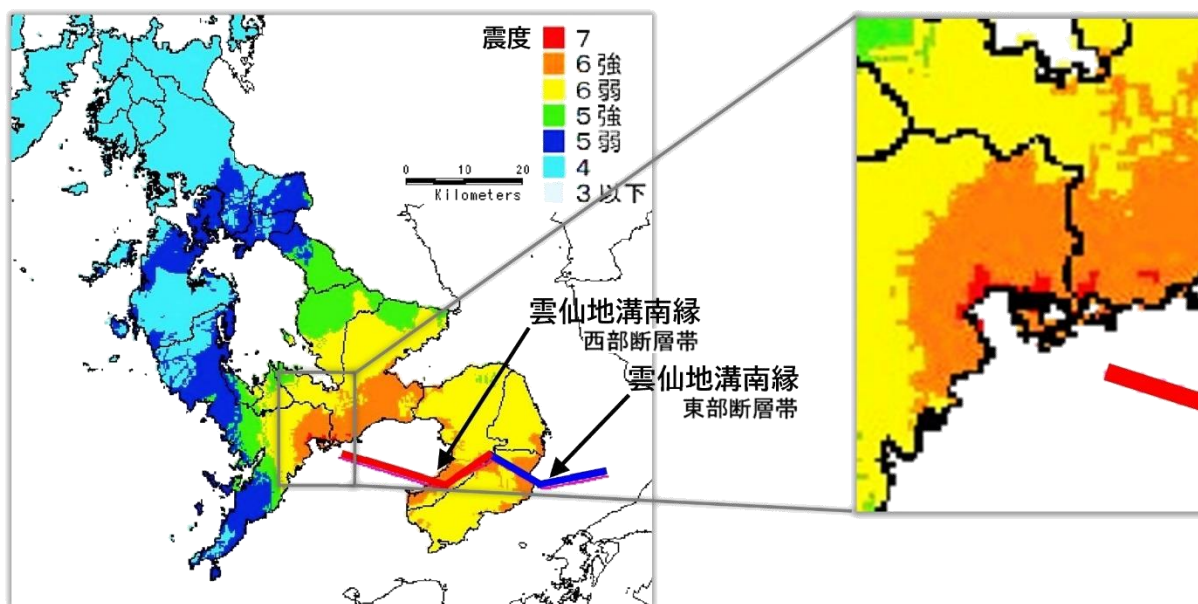


図-2.1.2 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）

(2) 想定される被害の状況

長崎県地震等防災アセスメント報告書による建築物被害想定は下表のとおりです。

＜表1 建物の被害予測及び耐震化による大破棟数の比較（長崎市域内分）＞

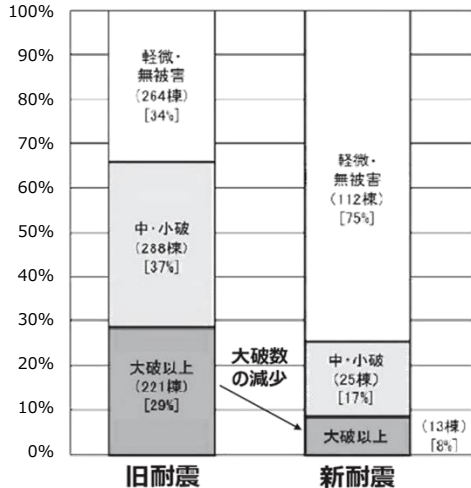
震源活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部、西部断層帯の連動	橘湾西部断層帯
大破棟数予測（棟）	4,067	15,609	296
耐震化後の大破棟数（棟）	1,545	7,180	53
耐震化による減少率（％）	62	54	82

地震に伴い想定される被害予測

長崎市における
大破数予測 : 15,609棟 ▶ **耐震化後 : 7,180棟**
 (減少率54%)

長崎県地震等防災アセスメント(H18.3)
 雲仙地溝南縁断層帯(東西部連動)の場合

建築時期別の被害状況(阪神・淡路大震災)

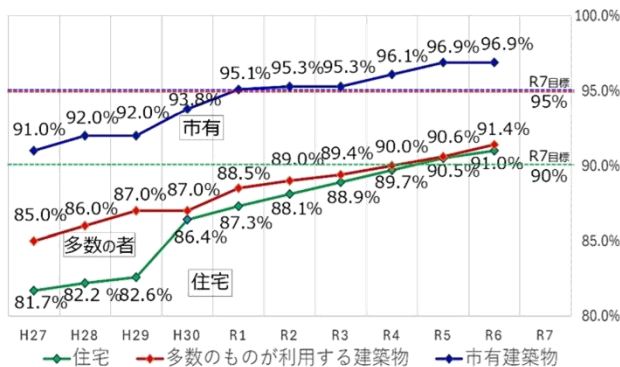


1981年以前の旧耐震基準で建てられた建物が、全て1981年の新耐震基準以降の強度を有するよう耐震化されると、**建物被害(大破棟数)を約50%以上減少させることができる**とされている。

2 耐震化の現状について

耐震化率の推移

耐震化率の推移



■ 住宅

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7目標
住宅	86.4	87.3	88.1	88.9	89.7	90.5	91.0	90
戸建住宅	81.9	83.0	84.1	85.3	86.2	87.2	88.2	-
共同住宅	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.1	93.9	-

■ 多数の者が利用する建築物

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7目標
多数の者が利用する建築物	87.0	88.5	89.0	89.4	90.0	90.6	91.4	95

■ 多数の者が利用する市有建築物

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7目標
多数の者が利用する市有建築物	93.8	95.1	95.3	95.3	96.1	96.9	96.9	95

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物(学校、体育館、病院、百貨店、事務所、老人ホーム…などの建築物で一定規模以上のもの。P16参照)。

前計画の期間において、住宅の耐震化率は令和6年度(R6)時点で91.0%となり、目標値の90%を達成しました。しかし、この達成は居住世帯の減少、いわゆる空き家の増加によるものが主な要因となっています。なお、住宅耐震改修補助の利用件数は過去5年間で年間約20件に留まっています。

多数の者が利用する建築物については、耐震化率が91.4%(R6)となりました。目標値である95%には届かなかったものの、建替え等によって耐震化率は年々向上しています。一方で、多数の者が利用する市有建築物については耐震改修や建替え事業が着実に進んだ結果、耐震化率96.9%(R6)となり、目標の95%を達成しました。

耐震化率の推移からみる前計画の耐震化状況

前計画の耐震化率推移

住宅の耐震化

耐震化率 91.0%(R6)

多数の者が利用する建築物の耐震化

耐震化率 91.4%(R6)

多数の者が利用する市有建築物の耐震化

耐震化率 96.9%(R6)

耐震化状況のまとめ

目標値の**90%を達成**した主な要因は、**居住世帯が減少（いわゆる、空き家の増加）**したため。なお、住宅の耐震改修補助は、過去5か年（R2～R6）で**年間約20件**に留まる

目標値の95%は**達成できなかったもの**、建替え等により耐震化率が**年々向上**している

目標値の**95%を達成**した主な要因は、耐震改修や建替え**事業等によるもの**

前計画の5年間に於いて顕著に見られる傾向として、人口や世帯数の減少率が上昇しています。これに伴い住宅においては、空き家が増加し、多数の者が利用する建築物においては、建替え等による解体が進む等、結果として統計上、耐震化率が上昇するという現象が起きており、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

社会情勢

前計画の5年間に於いて顕著にみられる傾向及び今後予測される傾向

人口・世帯数の減少率上昇による **空き家の増加**に伴う **耐震化率の上昇**

3 耐震化にかかる近年の動向

令和元年度の前回更新以降、全国的に発生した地震等を踏まえ、次のような耐震にかかる社会的変化がありました。

近年における更新の背景

①国基本方針 改定

- 住宅 耐震化率目標 R12→**R17年まで**に耐震性が不十分なものを**概ね解消**
- 要緊急安全確認 大規模建築物 耐震化率目標 R7→**R12年まで**に //
- 昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅（**グレーゾーン木造住宅**）について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと

②南海トラフ地震防災対策推進地域への指定

- 令和7年7月に、**長崎市**は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に**指定**され、南海トラフ地震が発生した場合に、著しい地震被害が生じるおそれがあるとされた

③熊本地震、能登半島地震による新たな知見

- 熊本地震 2016年(平成28年)、能登半島地震 2024年(令和6年)の被害検証による2000年(平成12年)基準以前の木造住宅（**グレーゾーン木造住宅**）において**一定数、倒壊等**を確認した

④市独自の緊急輸送道路指定

- これまで、市内における「**長崎県**地域防災計画の緊急輸送道路ネットワーク」に記載の**道路**を、市の緊急輸送道路として**指定済み**
- 地域防災計画の令和6年度(2024年度)改定により**市独自の緊急輸送道路を指定**



4 次期計画における更新の考え方

前計画の成果を踏まえ、次期計画の課題が以下の通り整理を行いました。

(1) 計画見直しの考え方

前計画で達成できなかった取り組みや課題として、まず、多数の者が利用する民間建築物への対応が挙げられます。民間建築物に対しては強制的に耐震化を求めることができないため、所有者等に対して耐震化を粘り強く促していく以外に手法がないのが実情です。

また、住宅の耐震化補助金についても、耐震化率の向上に及ぼす直接的な効果は限定的であり、空き家の増加が数値上の向上を牽引しているという側面を無視できません。

以上の状況を踏まえ、目標達成のためには今後も耐震化に関する「指導・助言・啓発」を継続していく必要があります。

(2) 見直しの視点の整理

次期計画の見直しにあたっては、以下を重点的な視点として整理します。

- ・ 住宅の耐震化率は、空き家増加に伴い年々向上（年間0.5～0.7%程度）する傾向にあり、空き家対策（除却）を強化することで、耐震性を有した新たな住宅ストックの形成等を促し、さらなる耐震化率の向上を目指す
- ・ 多数の者が利用する建築物への指導・助言・啓発を強化し、耐震化を促進する

計画見直し視点の考え方

前計画で達成できなかった取り組みに不足していたこと、次期計画の課題は何か

- ・ **多数の者が利用する建築物**の耐震化が達成できなかったが、**民間建築物**に対して**強制的に耐震化することはできない**ことから、所有者等に**耐震化を促す**以外にない
- ・ **住宅の耐震化補助金**は、耐震化率の向上に及ぼす**効果は限定的**であり、**空き家が増えること**で居住する住宅数が減り、耐震化率が**向上**している

目標の達成に必要なこと

耐震化に関する**指導・助言・啓発**を継続していく必要がある

見直しの視点を整理

- ・ **住宅の耐震化率**は、空き家増等に伴い**年々向上**（年間0.5～0.7%程度）、**空き家対策**の強化（除却）
- ・ **多数の者が利用する建築物**への**指導・助言・啓発**の強化

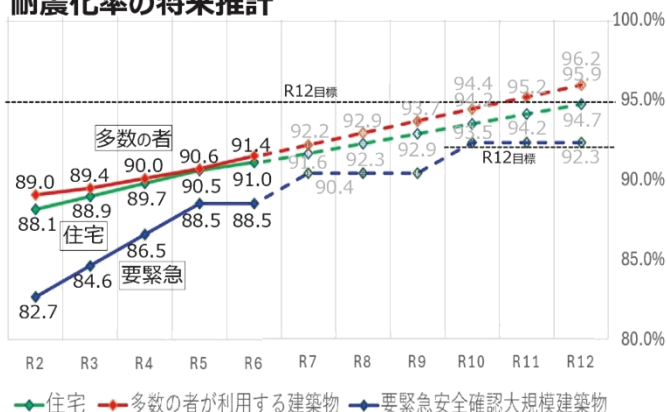
5 次期計画における耐震化率の想定

耐震改修の現状や見直しの視点を踏まえ、本市においては、現状の推移を踏まえると、住宅・多数の者が利用する建築物・要緊急安全大規模建築物において、令和12年度までの耐震化率は、どれも概ね解消の見込みです。

現状を踏まえた耐震化率の計画期間における想定

住宅	令和6年度実績	91.0%	▶	令和12年度までに
多数の者が利用する建築物	"	91.4%	▶	概ね解消の見込み
要緊急安全確認大規模建築物	"	88.5%	▶	

耐震化率の将来推計



住宅 単位 (%)

R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計
91.0	91.6	92.2	92.9	93.5	94.1	95
戸建 88.2	89.1	89.9	90.8	91.7	92.5	-
共同 93.6	94.2	94.5	94.9	95.2	95.5	-

多数の者が利用する建築物 単位 (%)

R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計
91.4	92.2	92.9	93.7	94.4	95.2	95

要緊急安全確認大規模建築物 単位 (%)

R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計
88.5	90.4	90.4	90.4	92.3	92.3	92

※「要緊急安全確保大規模建築物」とは、耐震改修促進法附則第3条第1号及び2号に掲げる建築物（「多数の者が利用する建築物」で延べ面積5000㎡以上等、一定規模以上のもの。P16参照）。「要緊急安全確保大規模建築物」の耐震化率目標設定は、令和7年7月「国の基本方針」において規定されたもの

(1) 住宅の耐震化率について

想定：住宅の耐震化率を令和12年度までに概ね解消

長崎市内の住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）の耐震化率は、表2-1のとおり、住宅・土地統計調査（総務省実施）を基にした推計では、平成15年時点で約72%、また、令和6年度末における耐震化率は91.0%と推計されます。

<表2-1 住宅の耐震化率（推計値）>

年(年度)	H20年	H25年	H30年	R5年度	R6年度	令和12年度 (目標値)
住宅の耐震化率	74%	79%	86.4%	90.5%	91.0%	概ね解消

<表2-2 令和6年度末(推計)住宅の耐震化率>(単位:戸)

住宅総数 (A)	昭和56年6月以降に建築された住宅数 (B)	昭和56年5月以前に建築された住宅数 (C)	うち耐震性能有の数(推計)		耐震性能有の住宅数 B+D+E= (F)	耐震化率(%) (F) / (A)
			うち耐震性能有の数(推計) (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
176,742	133,869	42,714	23,692	3,214	160,774	91.0

D: 国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合に耐震性が有りとなる住宅数(推計)

E: 耐震診断の結果で耐震性が無いとされた建築物のうち必要な耐震改修工事を実施した住宅数

住宅の耐震化率については、令和7年度までの計画目標90%を達成しました。引き続き、市では、令和12年度までに耐震性が不十分なものが概ね解消されることを見込んでいます。

また、平成28年4月に発生した熊本地震、令和6年1月に発生した能登半島地震の被害検証による知見により、2000年基準以前の木造住宅においては倒壊等の可能性について一定の危険性が指摘されていることから、昭和56年~平成12年に建築された木造住宅に対する耐震性能への国県の動向を注視します。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化率について

想定：多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに概ね解消

市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は、表3-1のとおり平成18年度において、約70%と推計され令和6年度時点で91.4%と推計されます。

<表3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化率(推計値)>

年度	H18年度	H22年度	H27年度	R2年度	R6年度	令和12年度 (目標値)
耐震化率	70%	79%	85%	89%	91.4%	概ね解消

<表3-3 令和6年度末(推計)多数の者が利用する建築物の耐震化率>(単位:棟)

多数の者が利用する建築物総数 (A)	昭和56年6月以降に建築された建築物数 (B)	昭和56年5月以前に建築された建築物数 (C)	うち耐震性能有の数(推計)		耐震性能有の建築物数 B+D+E= (F)	耐震化率(%) (F) / (A)
			うち耐震性能有の数(推計) (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
2001	1278	723	317	234	1829	91.4

- D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合に耐震性が有りとなる建築物数（推計）
 E：耐震診断の結果で耐震性が無いとされた建築物のうち必要な耐震改修工事を実施した建築物数

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、平成27年度までの当初の目標の90%を達成する等、一定の耐震化が進んでいるものの、令和7年度までの計画目標95%までは届かない見込みです。市では、引き続き、自発的な診断・改修を促しながら、令和12年度までに耐震性が不十分なものが概ね解消されることを見込んでいます。

<表3-3 令和6年度末 多数の者が利用する建築物の耐震化状況> (単位：棟)

多数の者が利用する公共建築物の主要用途	建築物数 (A)	昭和56年6月以降に建築された建築物数	昭和56年5月以前に建築された建築物数	うち耐震性有の数 (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)	耐震性能有の建築物数 B+D+E=(F)	耐震化率 (%) (F)/(A)
		(B)	(C)				
事務所 オフィス 公共団体庁舎 消防署等	224	126	98	31	28	185	82.6
病院等 病院・診療所	135	94	41	14	6	114	84.4
福祉施設 老人ホーム 福祉センター 児童福祉施設等	200	165	35	10	13	188	94.0
ホテル ホテル 旅館等	73	47	26	7	6	60	82.2
体育館・公会堂等 集会所・図書館・ 博物館等	52	43	9	1	6	50	96.2
保育所・幼稚園 小・中学校 高等学校・各種学校等	329	155	174	9	144	308	93.6
店舗等	80	59	21	8	3	70	87.5
賃貸共同住宅 賃貸マンション 公営住宅・職員住宅	716	461	255	214	17	692	96.6
その他 ターミナル 処理施設等	166	120	46	15	11	146	88.0
危険物貯蔵場・ 処理場	26	8	18	8	0	16	61.5
全体計	2001	1278	723	317	234	1829	91.4

(3) 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率について

防災拠点施設及び教育施設については、優先的に耐震化に取り組む施設として前計画において位置付け、計画的な耐震化を推進してきました。

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、令和7年度までの目標である95%を達成しています

<表4-1 多数の者が利用する市有建築物の耐震化率>

年度	H30年度	R元年度	R3年度	R5年度	令和7年度 (目標値)
耐震化率	93.8%	95.1%	95.3%	96.9%	95%

(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について

想定：要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率を令和12年度までに概ね解消

市内の要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は、表4-1のとおり平成27年度において55.8%であったが、令和6年度時点で88.5%と推計されます。

<表5-1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率（推計値）>

年度	H27年度	H30年度	R3年度	R6年度	令和12年度 (目標値)
耐震化率	55.8%	75.0%	84.6%	88.5%	概ね解消

<表5-2 令和6年度末 緊急安全確認大規模建築物の耐震化率> (単位：棟)

要緊急安全確認大規模建築物総数 (A)	昭和56年6月以降に建築された建築物数 (B)	昭和56年5月以前に建築された建築物数 (C)	うち耐震性能有の数		耐震性能有の建築物数 B+D+E= (F)	耐震化率 (%) (F) / (A)
			うち耐震性能有の数 (D)	うち耐震改修工事済の数 (E)		
52	—	52	19	27	46	88.5

D：耐震診断の結果で耐震性が有りとされた建築物数（推計）

E：耐震診断の結果で耐震性が無いとされた建築物のうち必要な耐震改修工事を実施した建築物数

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率については、平成27年6月の「長崎市耐震改修促進計画」改定により、本市においても耐震化を促進しており、令和6年度において88.5%でした。市では、引き続き、啓発等を行いながら、令和12年度までに耐震性が不十分なものが概ね解消されることを見込んでいます。

6 防災面における建築物の耐震化について

防災の視点による建築物の耐震化では、各建築物について、①法的な重要性、②面的な防災力の向上、③人的被害の抑制、④耐震化促進の基盤の観点で、役割を整理することができます。

防災面における建築物の耐震化

①法的な重要性

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進

- 「要緊急安全確認大規模建築物」について、一定の耐震化は進んでいるものの、倒壊による被害としては甚大であり、**さらなる耐震化促進**を継続する

②面的な防災力の向上

緊急輸送道路沿いの沿道建築物の把握と耐震化促進

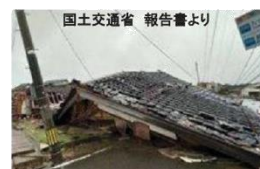
- 地震発生後の災害対応の円滑化や減災のため、指定されている緊急輸送道路の沿道にある建築物の**耐震化を優先的に促進**する必要がある



③人的被害の抑制

多数の者が利用する建築物の耐震化促進

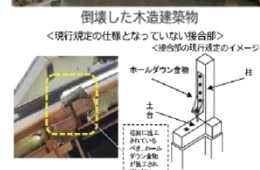
- 多数の者が利用**し、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児等）が利用する等、倒壊時の人的被害を抑制する必要がある



④耐震化促進の基盤

既存耐震不適格建築物への継続的な対応

- 既存耐震不適格建築物は、多くが木造住宅等で数が膨大で市街地全体に広がっており、**段階的 継続的な取り組み**を継続する



防災上の優先性

防災上の観点から見た建築物の耐震化促進については、まず「要緊急安全確認大規模建築物」に法的な位置づけがあるように、倒壊時に甚大な被害を及ぼす建築物への対応を継続するとともに、地震後の災害対応を円滑にする「緊急輸送道路沿道の建築物」への耐震化を進め、都市の面的な防災力を向上させる必要があります。

また、高齢者や障がい者など避難行動要支援者も含まれる「多数の者が利用する建築物」の耐震改修を図ることで人的被害を抑制し、さらに市街地に広く点在する膨大な数の既存耐震不適格建築物（木造住宅等）に対しても、段階的かつ継続的なアプローチを行うことで、地域全体の安全基盤を高めていくことにつながります。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

1 民間建築物の耐震化を促進するための支援

(1) 住宅の耐震化に関する支援

住宅の耐震化は、居住者の生命や財産を保護するとともに、建築物が密集した市街地においては地域の防災機能を高めることとなります。

市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の所有者等が実施する耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する「安全・安心住まいづくり支援事業」を、実施し、20年間で861件の耐震改修に結びつきましたが、耐震化率の向上に及ぼす直接的な効果は限定的であり、事業の継続については検討することとします。

(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条（P16参照）に規定されており、

- ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校・体育館・病院・老人ホーム・百貨店・事務所等）
- ② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物（県又は市が指定する緊急輸送道路等（P19 第3章 4（2）参照）の沿道建築物であって高さ要件に該当するもの）

が該当します。

市は、昭和56年5月以前に建築された特定既存耐震不適格建築物の耐震化を計画的に促進することとし、防災上重要な役割を果たす建築物等を優先して耐震化を図るため、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成する「民間建築物耐震化推進事業」を実施し、16年間で21件の耐震診断に結びつきましたが、より優先性が求められる緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の向上のため、事業の継続を検討します。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援

要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け対象建築物）（P16参照）は、耐震改修促進法附則第3条に規定されており、

- ① 不特定かつ多数の者が利用する大規模建築物（病院・店舗・旅館等）
- ② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム・小学校・中学校・幼稚園・保育所等）
- ③ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

が該当します。

市は、上記の①、②に該当する要緊急安全確認大規模建築物については、地震に対する安全性を確保するため、引き続き耐震化について指導を行います。

2 耐震改修を促進するための環境整備

(1) 専門技術者の養成

木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。

これらの方々を対象とした講習会を実施することで、建築関係の技術者が耐震化に必要な知識・技術を習得できる場を県と協力して提供します。

また、市民が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の技術の普及

市は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県及び“耐震改修支援センター※”の協力を得ながら、耐震技術の普及に努めます。

※耐震改修促進法に基づき、国が指定する耐震化に関する支援機関

3 地震時の総合的な安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

大規模地震発生によりコンクリートブロック塀等の倒壊も生じており、地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。

今後は、避難路沿道（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る道路（通学路含む））に存する地震時に倒壊する恐れがある危険なブロック塀等を撤去し安全確保をより一層促進するために、所有者等へ適切な指導を行い、ブロック塀等の安全確保の推進を図ります。

(2) 落下に対する安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井の落下による被害が発生しています。

建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事を実施することが必要です。

市では、平成 17 年より一定規模以上の建築物について、安全対策の措置状況に関する調査・指導を実施しており、今後も継続して必要な指導を実施します。

また、平成 26 年 4 月に建築基準法が改正され、天井脱落対策に係る基準が新たに定められたことを受け、市は、特定天井（6m 超えの高さにある、面積 200 m² 超え、質量 2 kg/m² 超えのつり天井で人が日常利用する場所に設置されているもの。）の安全性に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となったことから、平成 21 年 9 月に建築基準法が改正され、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。これに伴い、市は、エレベーターの安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(4) エスカレーターの脱落防止対策

東日本大震災において、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、平成 26 年 4 月に建築基準法が改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する基準が

新たに定められました。市は、非固定部のかかり代の規定等の安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(5) 給湯設備の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、平成25年4月に建築基準法が改正され、給湯設備の転倒防止対策に関する基準が新たに定められました。市は、給湯設備の固定方法の規定等の安全に係る必要な対応について、所有者・管理者等への指導及び情報提供を今後も継続して行います。

(6) 地震発生後の対応

大規模な地震発生後の建築物や敷地の崩壊による2次被害を防止するため、震度5弱以上の地震が発生し建築物や宅地について、大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災建築物や被災宅地の危険度判定を実施します。

(7) 地震によるがけ崩れ等による安全対策

一定の基準を満たす斜面に近接する住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業により移転を促進しています。

また、土砂災害警戒区域に指定された区域については、がけ崩れなどがあった場合に、住民の安全を確保するための施策として、警戒避難体制の整備を行っています。

4 地震発生時に通行を確保するため沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた道路のうち、長崎市内にある道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路（緊急輸送道路等）として指定しています。（P19参照）

また、令和7年3月に、「市の地域防災計画」において、「災害対策基本法」に基づく緊急輸送道路として指定された道路についても、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路として指定しました。（P20参照）

また、これらの緊急輸送道路沿いの沿道建築物については、高さ要件を満たす耐震既存不適格建築物の把握と指導や助言等による耐震化促進を行います。

5 地震防災マップの公表

建築物の所有者等の防災意識を高め、地震被害への予防を図るため、地震による各地域の震度の情報を提供する「揺れやすさマップ」や倒壊率で建物の危険性の程度等を記載した「地域危険度マップ」を作成し、長崎市ホームページ等を通じて公表しています。

更に地震発生に伴い地盤の液状化現象が発生する場合があることから、市民における防災対策の備えを促すため、長崎市ホームページ等を通じて液状化現象発生の可能性に係る周知に努めます。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備

建築指導課を相談窓口とし、市民からの耐震診断や耐震改修等の耐震化に関する相談に対応し、建築関係団体に対し相談窓口の設置について協力を依頼し、併せて耐震化に関する情報を今後も継続して提供します。

また、長崎県内の木造戸建住宅に係る耐震改修工事の施工者に関する情報を長崎県と連携しホームページに掲載しています。

2 情報の提供

市は、耐震化に関する新たな知識・技術についての情報提供を、建築関係団体に積極的に行うとともに、必要に応じ、長崎県と協力して講習会等の実施に努めます。

3 耐震化に関する啓発

(1) 市民への啓発

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するためには、所有者である市民が自らの問題、地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが必要であり、自主防災組織や自治会組織など地域の方々が一体となって取り組む地域防災マップづくりなどを支援することにより、今後も引き続き防災意識の啓発に取り組めます。

市は、地震に対する安全対策の必要性について市民に周知するため、次の取組みを今後も継続して実施します。

- ・ 広報紙、SNS を活用した情報発信
- ・ ホームページへの情報掲載
- ・ パンフレットの配布
- ・ 建築物防災週間、住宅月間等のイベントを活用した情報発信や建築相談
- ・ 市民への直接的な働きかけ（戸個別訪問の実施）

(2) 建築関係事業者への啓発

建築物の耐震性の向上に直接関わる建築士や工事業者等の建築関係者が、耐震化の必要性を認識し、必要な知識を習得したり、技術を向上させたりすることは非常に重要です。

また、建築物のリフォームを実施する際に併せて耐震化を行うことは、合理的でありコスト的な観点からも有効です。

このことから、市は、建築関係者の耐震化への理解と知識・技術の向上を図るため、耐震基準及び耐震改修事例等の技術について、長崎県及び関係団体と協力して講習会の実施に努めます。

4 自主的な地震対策の推進

建築物自体の耐震化を行うことはもちろん重要ですが、建築物内での家具の転倒等により、ケガを負ったり、避難口がふさがれて避難が困難になったりする場合があります。

市は、市民へ事例を踏まえた家具や家電等の転倒防止について周知し、これらの転倒防止に対する自主的な地震対策の推進を図ります。

第5章 耐震改修促進法等による指導等

本計画では、第2章における耐震化促進の考え方を踏まえ、各対象建築物の特性や重要度に応じ、段階的に指導・助言を実施していきます。

1 各対象建築物への今後の対応

(1) 要緊急安全確認大規模建築物への対応

法的に重要な位置づけとされている「要緊急安全確認大規模建築物」については、民間建築物で残り5棟(全23棟中)、公共建築物で残り1棟(全29棟中)が対象となっています。これらに対しては、今後、継続的に啓発・普及活動を実施し、耐震改修の促進を図ります。

※ 要緊急安全確認大規模建築物については、その耐震診断の結果とその対応について、ホームページで公表しています。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物への対応

面的な防災力の向上に直結する「緊急輸送道路沿道建築物」については、県指定道路沿いの残り50棟、および市指定道路沿いの見込み80棟が対象となっています。

これらに対しては、今後、対象建築物の特定・精査、およびアンケートによる指導・助言を実施します。その後、自主的な診断から改修に向けた支援、あるいは継続的な指導を行い、啓発・普及を並行して進めます。なお、状況に応じて必要な補助支援の提供も検討します。

(3) 多数の者が利用する建築物への対応

人的被害の抑制に資する「多数の者が利用する建築物」は、民間建築物で残り150棟(全1,230棟中)、公共建築物で残り30棟(全770棟中)が対象となっています。

これらに対しても、今後、対象建築物の特定・精査、およびアンケートによる指導・助言を実施します。その後、自主的な診断から改修に向けた支援、あるいは継続的な指導を行い、啓発・普及を並行して進めることで、さらなる耐震化を図ります。

(4) 既存耐震不適格建築物(一般住宅)への対応

耐震化促進の基盤となる一般の「既存耐震不適格建築物(戸建住宅)」については、全9.15万戸のうち残り約1.1万棟が対象となっています。

これらに対しては、計画期間を通じて、継続的な啓発・普及を務めます。継続的な啓発活動を積み重ねることで、住民の防災意識を高め、住宅の耐震化を広く促進していきます。

2 指導等の概念について

(1) 耐震改修に関する指導・助言

耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者に対して指導及び助言をすることができます。

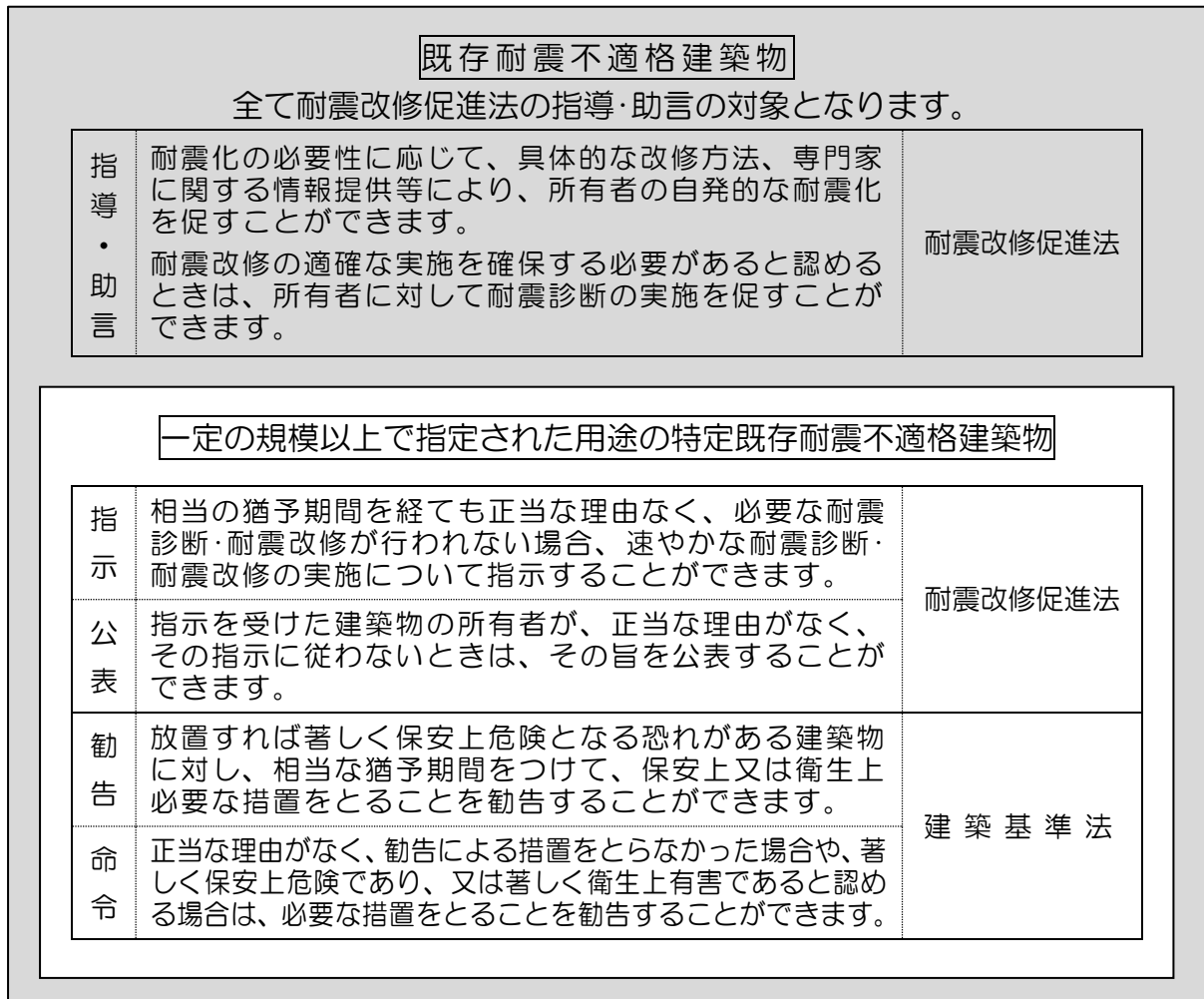
(2) 耐震改修に関する指示

指導に従わなかった場合や、地震発生時に倒壊の恐れがあるなど、著しく危険であると認められる場合に、建築物に対する報告書の提出、耐震診断・改修の実施等の必要な指示をすることができます。

(3) 耐震改修に関する公表・勧告・命令

建築物の所有者等が、相当の猶予期間を経ても指示に従わない場合は、建築物の住所・名称の公表、並びに必要な応じ建築基準法の規定による勧告・命令をすることができます。

指導等の概念図



第6章 建築物の防災に関する連携

県内の建築基準法に基づく特定行政庁（長崎県、長崎市、佐世保市）や各市町（耐震関係部局）より組織する「長崎県住宅・建築耐震関係連絡調整会議」において、国や消防機関・建築関係団体の意見も含めた耐震改修などをはじめとした建築物の安全・安心を促進するための情報共有を県を中心に連携して図っており、本市においても総合的な建築物の防災に関して、各機関と連携した活動を行います。

第7章 耐震改修促進計画の今後の見直し

本計画は、耐震化の状況を勘案のうえ、おおむね3年ごとに検証を行うこととし、必要に応じ、随時計画の見直しを行います。

また、本計画の計画期間は、令和13年3月までとしているため、計画の進捗と効果についての総括を行い、その結果や国の基本方針及び県の耐震改修促進計画における建築物の耐震化の目標の設定状況を踏まえ、計画見直しを行っていきます。

(参考資料)

※ 参考資料内の「法」は、耐震改修促進法を示す。

1. 特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の要件

用途		特定既存耐震不適格建築物 (法 14 条)		要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条) 要安全確認計画記載建築物 (法 7 条)	
		指導・助言対象 (法 15 条 1 項)	指示対象 (法 15 条 2 項)	耐震診断義務付け対象 (法 7 条、法附則 3 条) 指導・助言・指示対象 (法 12 条)	
学校	小学校、中学校、中等 教育学校の前期課程、 特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。	要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	—	—	
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する 運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸 場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗					
ホテル、旅館					
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄 宿舍、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施 設、福祉ホームその他これら に類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生 施設、身体障害者福祉センタ ーその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
幼稚園、保育所					
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上	
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀 行その他これらに類するサー ビス業を営む店舗					
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物を除く。)					
車両の停車場又は船舶若しく は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又 は自転車の停留又は駐車のため の施設					
保健所、税務署その他これら に類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物 (P22 参照)					(法 14 条 2 項)
避難路沿道建築物 (高さ要件に該当する建築物に限る) (P23 参照)		(法 14 条 3 項)	敷地が緊急輸送道路等 (耐震 改修促進計画で指定) に接する建 築物 (P24、P25 参照)	左に同じ	敷地が建築物集合同域通過 道路等 (耐震改修促進計画で指定) に接する建築物
防災拠点建築物		—	—	—	耐震改修促進計画で指定する大 規模な地震が発生した場合にお いてその利用を確保することが 公益上必要な、病院、官公署、 災害応急対策に必要な施設等の 建築物

多数の者が利用する建築物 (法 14 条 1 号)

要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条)

要安全確認計画
記載建築物 (法 7 条)

※上記のほか、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物についても指導・助言対象 (法第 16 条第 2 項)

※ 多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)

(参考資料)

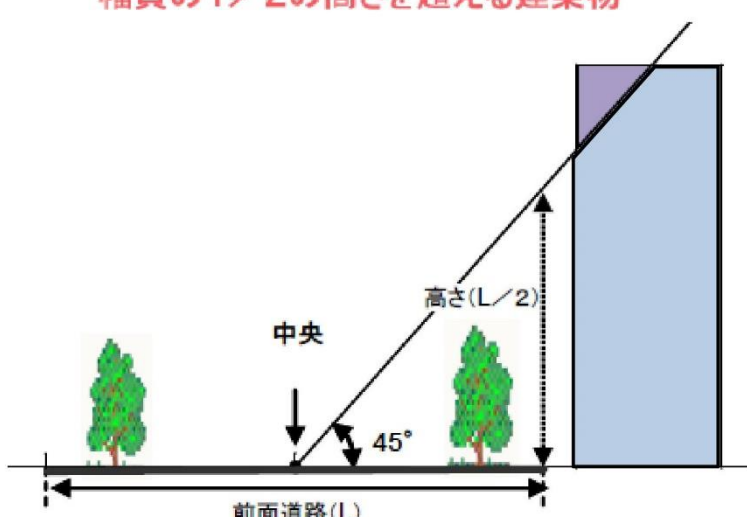
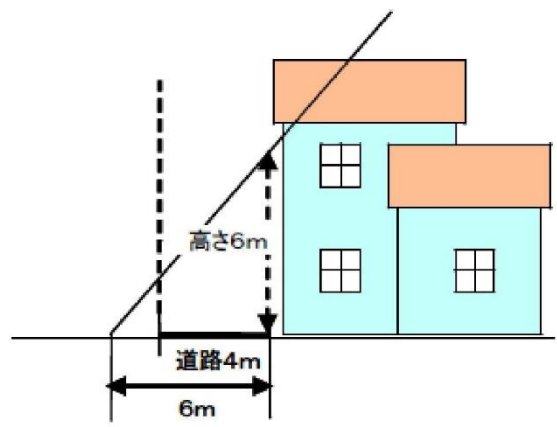
2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

危険物の区分				特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条第 2 号)		要緊急安全確認大規模建築物 (法附則 3 条)		
				指導・助言対象 (法 15 条 1 項)	指示対象 (法 15 条 2 項)	耐震診断義務付け対象 (法附則 3 条) 指導・助言・指示対象 (法 12 条準用)		
				危険物の数量 (令 7 条 2 項)		規模 (令 8 条 2 項)	規模 (令附則 2 条)	距離 (告示第 1066 号)
令 7 条 2 項	1 号	火薬類	イ	火薬	10 t 以上	500 m ³ 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ³ 以上	火薬類取締法施行規則に規定する火薬の種類及び数量により異なります。
			ロ	爆薬	5 t 以上			
			ハ	工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個以上			
			ニ	銃用雷管	500 万個以上			
			ホ	実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個以上			
			ヘ	導爆線、導火線	500 km 以上			
			ト	信号炎管、信号火筋、煙火	2 t 以上			
			チ	その他の火薬を使用した火工品	10 t 以上			
		その他の爆薬を使用した火工品	5 t 以上					
	2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる類、品名、性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の 10 倍の数量以上				
3 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 t 以上					
4 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 m ³ 以上					
5 号	マッチ		300 マッチトン以上					
6 号	可燃性のガス(第 7 号及び第 8 号を除く。)		2 万 m ³ 以上			13 (1/3) m ≒ 13.33m 以下		
7 号	圧縮ガス		20 万 m ³ 以上			一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に規定する施設の種類により異なります。		
8 号	液化ガス		2,000 t 以上			一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則に規定する施設の種類により異なります。		
9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。)		20 t 以上			—		
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)		200 t 以上			—		

(参考資料)

3. 避難路沿道建築物の高さ要件

高さ要件	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条第3号)	要安全確認計画記載建築物 (法7条)
	指導・助言対象 (法15条1項)	指示対象 (法15条2項)

令4条	<p>そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて、定められる距離を加えたものを超える建築物</p> <p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p>  <p>②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物</p> 
-----	---

(参考資料)

4. 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（県指定緊急輸送道路等）

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた道路のうち長崎市内にある道路を法第6条第3項第2号に基づく道路として指定しています。



凡例
 緊急輸送道路
 1次緊急輸送道路
 2次緊急輸送道路

長崎市内の緊急輸送道路一覧表

一次緊急輸送道路		二次緊急輸送道路	
道路種別	道路名称	道路種別	道路名称
高速自動車道	九州横断自動車道長崎大分線	一般国道	324号
一般国道	34号	一般国道	499号
一般国道	202号	主要地方道	香焼江川線
一般国道	206号	主要地方道	野母崎宿線
一般国道	251号	主要地方道	東長崎長与線
一般国道	324号（ながさき出島道路）	主要地方道	長崎南環状線
一般国道	499号	主要地方道	神ノ浦港長浦線
主要地方道	東長崎長与線	一般県道	長崎漁港村松線
主要地方道	長崎南環状線	一般県道	奥ノ平時津線
一般県道	長崎式見港線	一般県道	深堀三和線
一般県道	長与大橋町線	一般県道	伊王島香焼線
一般県道	昭和马町線	その他道路	臨港道路
一般県道	小ヶ倉田上線		
その他道路	臨港道路		
市道	川口町茂里町2号線		

0 2.5 5 10 キロメートル

(参考資料)

5. 法第6条第3項第2号に基づく道路の指定（市指定緊急輸送道路等）

令和6年3月に、長崎県地域防災計画において定められた「緊急輸送道路」を、法第6条第3項第2号に基づく道路として新たに指定します。

長崎市緊急輸送道路（市指定）

